

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道深谷東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市材木町四一二二番七地 先から同市材木町四一二二番七 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十九年十月二十三日付 け埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第三百三十三号で 告示した道路予定区域の供 用開始である。延長六・二 七メートル。</p>